

議案第130号

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例

上越リゾートセンターくるみ家族園条例（平成元年上越市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
600円
300円
480円
240円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第4項の規定は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。